



門 曾
號 600
卷 161



告志篇



我亦淺學不才而義理文章之行居兼修得も
存身作事已居作事我亦此愚意も不おも愚意
有りとも隠す也さうもあつねの死つて是て一冊の
近侍乃とも人んせあり敢て老成人示さんとい
ハあつた少年後進の輩見及ひ聞及ひ作て
尤^もと存お守りり大幸と事と存るあり

人を貴き賤死ふらへん本誠思ひ恩と報ひりやう
心愈々専一と存作柳 日本ハ 神聖の國

あつて

天祖

天孫統と垂き極と建統のりここのうと明德遠
き大陽ともよ照臨まりく寶祥の隆ある天壤と
共小窮りなく君臣父子の常道より衣食住の日用
よ至るまで皆これ

天祖乃恩賚りて萬民永く飢寒此患を免き天
下敢て非望の念と崩る難有とすも思多き事
事あり然まとも數千年久くさうち小盛衰か

き事あつて或は治り或は乱き永祿天正の間小
至て天下の乱極まりと

東照宮三河又起りて小梅風沐雨辛苦艱難

あつて上る

天朝と輔翼し奉り下は諸侯と鎮撫し治ひ二百餘
年今小動りて天下泰山の安きを保ち人民塗炭
乃苦と免きなり太平の徳澤小浴し居は是
亦難有は事ありすやこれ人たるものありとあ

あつて

神國の尊さゆゑんと

天祖乃恩賚と成忘る處より又のりそめりも

東照宮の德澤とゆゑ心得りてハ不相濟事
と存儀我ホ愚昧りて士民の上よ立處と者よ
わねと祖先の餘蔭より

天朝及び

公邊乃恩澤よ浴し不肖之位の尊さと汚し
三家乃重きに列し天下此藩屏とも相成り上を
不及ありて國家と安定し士民と撫育し本に

報ひ恩を酬ひ申度日夜心と盡し儀事よ作得て
各も我ホ心推察し面々乃身分と考へ夫々本と思ひ
恩代酬ひは心掛可申人々形ありて生れ分る
る事あり心愚るより賢さにも移るハ移る
る顔測も舜何人也予何人也有為者亦若
是といひ孟軻も性善と説とこ言必堯舜と稱
せりされ其ハ古此明君賢將と慕ひ各々古乃
忠臣義士と學ひ在世ありて他國のも本も
なり後代ありてありてひりれ父母の名も

顯の儀よりよく真實の心懸度事より作假の我亦
計に私存りとも各其心得をくると善政の行ハ
れらるるものと存儀兎角も善政の上下一致して
行ふ心よりくると行ハれらるる事より何卒
某とも一致して風俗と一新し國家と中興
し某の各の爲すけとゆて

天朝公邊の所恩と報ひ各よ於てハ夫々其持前と以
不肖の我亦精忠と云く我亦として

天朝公邊の所恩をむりくると心懸りく某と各此

忠孝此上あるまじく生れあり飽まゝに食ひ

暖小衣して今日迄枕を安く安樂と暮し誰
思ふあるへとも能く此所を辨へ一日ありとも
つふ日を送らるる報度也

今世のありく父母を養ひ衣食は世話行居り孝
子と唱へらるるも孝の一端ははらへも庶人
の孝より士乃孝とハヤシ難く存作孝徑りも
天子より庶人に至るまで其立端より孝も
夫々次第有る後ね見はは叔又人々

天祖東照宮此所恩よ報んとて忍く心得違眼三則
く君父ともく置てあらしよ

天朝公邊は忠と盡さむと思り却る僭乱の罪の
ありしは忠も其身分より次有る
ありぬも前も之も如く兎角上面々の身分を考
へ眞實小心を用ひり自分過不及も有るを教ゆと
ハサレくはた

天祖乃恩賚よて善民生育いあ

東照宮の徳澤よて國家太平よ相成先君先

祖の餘慶よて面々禄位を保ち居りり當年頃
経世と歴系に従ひ本と忘れ恩成忘れりハ愚か
る事ありや思多くも今の

天朝ハまゝく

天祖此日嗣ふるは後今乃

將軍家ハ即ち

東照宮の神孫よる在り不肖我ハ

威公の血脉を傳へ各ハ先祖くの家系を継承し
よ以得ハ此所能くお辨へ

威公許諱頼
房公
神君弟十一
之所子

天祖東照宮の所恩と報んとあは先君先祖の恩と
報んと心掛の外有之間敷作先君先祖の恩と
報んとあは眼前の君父に忠孝と盡し外有と
る處は第一右の外は忠孝の道ありといふ皆是
異端邪説と存り忠孝一致と弁弁へ心得違
ましく抑致さすまは文武の道も亦一致と存り凡
武士多るもの武道成不勵事、各も兼知の事
りゆと不學文盲といふ不れ濟事と存れ兒童
も知ぬ通り、今川了俊が不知文道武道遂不

得勝利といふ其言淺きと似て其旨深くと
思ふ然るは不學のものの文道の深國の教ありとを朝り
といひ亦あましく學ひあるもの、其道は況て堯舜

天祖天孫も難有ものとい心得違ふ者ありとも
あはれ我亦淺學にて古今は暗けきとも知と

神聖乃道と學ひはり思ふは君臣父子の大
倫ハ勿論祭祀と崇む本と報る此道より勇武と

尚ひ恥と智の義に至るまで皆 神代のひり

より備りよる事ありて忠孝文武杯ひ文章こそ

るけれ其道はまろく 神國の大道と存れ其

上風俗の天ある事異國は勝王威稜の健ゆる四夷

よ振るひ何事も欠つるといひこととも後の

聖君賢主殊更よ人よ一取て善とありの經書賢

人と異國よ求めたひあるゆえあり漢土は書籍後り奉

孔子の道も傳り 神國の道もすく明は制度も逐

よ備りよる事あり 神國ありて孔子の道もすく人

孔子の堯舜と尊へる如くふ

天祖天孫と奉仰へてこそ孔子の道も叶ふ能けれハ

漢土の道も 神國の人言ふ時ハ即ち 神國と尊

ふの道も厚くハ漢土の道あり建ちりせくへこそ

あはれ彼蛮夷の佛教とハ家よ仰向へ我父母先祖と

すふ律法と唱へるは獨文道よむてハ漢土の教あり

とて當はるは迷へる甚しきありすや能く此儀を

弁へ文道成ゆるせよ存存ハ是ハ我々の中言ハ

無く

義公の遺訓よて士の大節よ臨みて嫌疑と定め或
陣よ臨みて勝敗とあり生死と交りて義理とあり
学文ふりてすく抑あんとや然るも當世を當れ
士是非黑白のまらちもあく士は武藝とますくして死す
處よ場もあつて死す学問は書生のあつてまらち
す学あつてあつてせらるのこよひす又あつてこれ
とよある是皆生とあつて死と畏る者の言ふ事と
とらるよあつてある處へ士あつてんもの死は外内の事
あり只義公ふあつてんとて難くはこれ死す

處よ場ありとおとるわいつて死すはとて所よ山賊
強盜の類死と見る事帰らるる如く命とあ
まぬどのみ士といつてこれおの人も士ある處へかの禽
獸とて闘よ臨むて命とくまらすもいふて闘ひ
うく死すもして士とせは鶏犬のあつていも士ある處
やとあつてのまら其外公を甚文学とて所世話
あまらるる事各も存承知らるるもいふていもあつて
能々文武此一致ある義と弁へ免よ角よ修行專一よ
心懸け事と学あつても年月と頼まら学あつてんとい

さへ速く学ぶありし勤向繁多家事盤多と下敷へ
立てしハ初まの如くありしも已の好む事とさひ
まの好む事ありし好む事とさひ何事とさひ大方お來
ぬとつゝあるらばあり何程勇力ありしも習はぬ藝
ハさるるありしとす何程才氣ありしも生れのちとて
字問とさるる古今ふらふ此ゆゑとさつ簡分別も聲
る處ハ南蛮鉄と數度の假と滑て名劍の名と白玉も
磨瑳の敷と経て夜光の名ハ得ありしも生れのちと
さつ不並文武とも不壯年の者ハ猶更精と勵むは

致度作

太平乃久しき風俗浮華よ緬き文武とも衰榮
し講釋ハ辨舌りし中述詩文ハ達者ハ取りしと
文道と心得り振成行ハ處是ハ文武の枝葉とて文武
乃本旨とハつたゆゑしハ此物も文武の枝葉とて心懸
り者ともありて至多文育人の人ハ道とも志あり
柔弱游惰とて士たるにけしも忘る頼むハ誠ハけさ
ましとさるるありしと次や近來又一種の弊風と勅説ハ
武藝ハ勵むて身形力剣とつりしと或ハ

孝悌忠信の道と、指置て權謀術數と旨と、人物
の評論政事の批判あり日と費し身と脩り家と
濟る事とありて、これと度外と置り、孰以外あり
風儀ありとも、わが君子欲、訥於言、而敏於行
と、之りり、又如此行跡、抑も何る心と也、是
皆眞實の心薄くして、己と省るの心あり申へる、
仍も、正心誠意の學と本と、恭敬の義と取失
り、武藝の義も表と飾るの意とやめて、沈勇と
尚む、篤實律儀、此す、成程可心、勉作古語も

人各有能、有不能、といひ、又大臣小臣の差別も有
事あり、藝能に至りては、家中一振とせ、といひ、ハ
わが、經說史子の學と、射御書數と、むと、
志し、度り、必ありと、言ひ、言、づ、必、これと、遂に、振
心、勉、とも、國家の用、また、振、了、ぬ、ひ、集、て、是、と、大
成、し、これと、國家の用、また、供、せ、は、其、益、亦、廣、大、あり、す
や、ち、つ、ら、又、前、々、と、述、る、通、り、我、慢、の、心、より、面、々、の、業、と、ハ
勤、め、と、して、空、論、の、上、より、彼、弊、矯、へ、ん、此、弊、と、除、く、ん、と
七、は、一、弊、と、除、け、ハ、一、弊、と、生、る、道、理、あり、ハ、申、込、ハ、去、り、

能得者指南の者を勿論壯年脩業仕者ハ心致用
ひてとかく正誠意の道或目當又可致事らふ

支配の人君の人より均も大切又存世話のあり
幸有るゆり我より答不申内は改めさせり
職は老ハ我よりし付人より均も礼敬
を盡し諸事指圖と受ゆめ疎忽のふるまひ
之れ支配ハ心得可なり今太平なれば
情も薄く成行を重んずる事あり
組子の助けと均組子ハ頭の下知小従ひ死生存亡も

共又ついでに事より均を常々支配の才能とも知り
頭ハ氣質とも知連属一致の心ゆき
ふは度頭ハ支配といやめ容易又言葉とも
さうと尊と心ゆ支配ハ頭の前又出てハ寒暑も
のゝあは又ハ頭と當坐りのと心ゆ
不心付疎忽無礼の振舞ひ
ららうくのめくしてハ一旦事ありハ却り道路の人
おとるゆりそれ下情ハ上又通ひ
さ小押れをささ事世此常小ハ支配の情とハ

能く察し存寄あり有くゆり十分小為中述理ある事ハ喜んで取受已ま乃過を改め事女も恥へさ小何ゆ中分不宣り能く理を以中合ゆ何ぞ心服せらん然と理非不拘頭之威を以押付んとせば亦支配の心と激するのみありははるる我亦の不為ある處より頭不及中組子亦と得と心得可申ゆ扱人の支配の身とありていたとひ已れと理ありと思ふもまた歳重も其身を首といひ難點止事ハ歳重も穩致演述頭又扱んと思は

理を達す心得あり可申述ゆ然と頭も之程ありと己も之を理と申し互りてハ長上と云の死犯り思つけ却る己の之程多しとおお亦事あり頭支配の差別もや何ぞ我あり見の時ハ同く是家中此事より始るともに國の爲と思ひ頭ハ支配を愛し支配の頭を敬し尊卑の礼ありて上下の情通し相互一致して不虞れ用はゆり扱る心ゆありにい

國友の交りの相互よ亦群睦し中に敬と

忠孝文武と勵し合聊誠信と失るす一寸の
此事も亦も前後と考へ約束しめしもの變り不
振ふつゝ一人の曲と云來りしも我直と以應し人乃
善事ハ人乃も咄し上はも達する振う一人乃道夫
人乃も秘し上はも達するやう又異見つゝ一人乃
心得下中は今の風俗ハ目前もてハ可言事と云言
す互に諷い笑ひるゝて婦女の如く交と敬と心
或ハ心易立よととを礼を作法して匹夫下腐の如
く交と睦まゝとと心ぬたふゝ異見達する者も

誠心より發せ候して酒の上杯まで朝弄分中述
り人却る筆論の端を開き此教も不少し平日の談話
之飲食衣服の事ふわゝこれ金錢利欲ホれ事よす
まに上を下と憐り古役ハ新役と輕んし利と見
て義と忘るし弊風也甚矣又至てハ同役の中親
類中も施交する者も何里大義の履む事と爲
る至てハ義絶する事も何る處けきとも多し互
に行届うさるふより起りゆりてて教戒もあは
只家中の内應を成るものと云はれを常く誠信と不

勿論同役迄の念あり又昔事有之て賞美せら
るゝ當人の不及申同役迄此を柄あり何役も不限
同役の儀ハ別て心と付互に睦々善悪知れ世合
可申し新規より同役小成の者杯ハ何事も委伏
藏中支差支支勤易に振ふす古役あり此
權ととり新役をあり又ハ新役ハ費とつけて樂
し或勤向委細小に傳へて其者より不働させて笑
る也ハ其者此差支の事あり主君乃用も弁せさ
る事ありけ振ふつや〜とある心ありハ主君

ハ其すくに見すて置りた能々考へて見え獨心よ
恥さらんや慎む處さまあり

何事か〜ハ己の能を狭めて人の能を妬む振す
ふハ心あり何事か〜我より先有る
何事か〜ハ恥とて子供も同為〜又我より後有
とのと能世話〜引立に振ふと處〜家平
小藝能乃〜とある者多く出来ハ主君乃あり
然る小文武不限らず同流をても他流をも上り乃
者と妬む杯するハ主君へ對し不忠ある事あり己

不遇と恨む人乃立身と美次み嫉むるとは程更士よ
ハ有らば幸あり我おれ不肖士民の上小臨之居ハ
上ハ家中之賢能と勧め邪悪と懲りめ中及常々
心を用ひぬた知人の^繼之ハ聖人乃病む所よそ
中々行届兼以易餘り多々之家中ハ善とありて
かかれ居ハも可有之又悪と事とありてのうれ居ハ
も可備之日夜致苦心以交面々よあむてハ我ホ乃心
と推察致し正道と守り邪道と戒め抑致度事ハ
以ゆるハ誰某ハ善行あまとも上之賞も欲らぬを

善とあるを益ありと思ひ誰某ハ悪事おれども罪もあ
らぬハ悪とありても中沢ありといハ一人や二人の進退を
見て怒ふ心と動し悪とありハ抑ある者ハ我家中ハ
有らぬハ何事ううハ定置され法度又ハ父母師
友の教戒と守らハ勿論あり夫迄も善く大抵の人は
是ハ善是ハ悪とハ我われハ善と事ハ悪ハ怒ハ
きて行ハハ一向善悪の境不弁とハ中めハ多分ハ
已まも悪者と存し人よりも心と分かれ居とも知て
行ハハ事ハ少ハ求めて行ハハも同抑ありハ

かゝるもあつたり願ふはあつたりとつりゆめくは
つりあつ誠信と本々内省不疾の聖語服膺
後反るるは

大臣小臣ともに入と積りて出するを加减し
石中りてハ勝手の取直しも不お成第一の事
行届するは同常々此事ハ如何も省略し
家の大小も分限お應を考造作ホ自重し
儉ハ吾々事と存しすして江戸の小屋ハ勿論
其外衣服飲食成丈質素しつりて可なり

ハ吾々の朝朝夕食する事の米穀ハ粒々民の辛苦
して人々祖先の勤勞ホと先君より賜する處
ふれハ食する毎々此所を不忘一拜して著と取て
も可珍程の事なり然るも其本と忘れ住有るは
ハ食つれぬは^たつ不極よあつたりと成り
豊年ハ勝手よあつぬとつり至るハ何とも聞えぬ
事あり若凶年もて民間より米穀も生せた倉廩
より扶持も不致り如何ハ可申哉金銀珠
玉ハ飢ても食つる水は又飽煖ハ淫欲と事一飢寒ハ

善心と發せしむるに凡家中の者も分指すとす切
武備も先ひつるふと皆其本を忘れて奢俊も長
一武士一銃上品とありたる也と存し今其車と
いふん又むり一若二百石三百石取者も心愈々
馬と持り今ハ馬と指し一ハ取中間よのこまう世自
身ハ牽つて不致鞍轡も華美よ云々ハありぬ拙小
心得ハ皆其本を忘れて上品よありたる故あり
昔の如く自分草ともかりあせ起しと云々あり何
事も自身又ハ子弟て世活しつりんハ持てぬ

車ハあましく却る扱ともあり恒キ事と存し昔よ
比すハ今ハ諸色も格別又高くありたまハ程更身
自ハ世話不致してハ不叶事あり譬ハ二百石を
家内大勢の者と察しつり同禄も人別サ者ハ
馬も持て苦あり馬も不持勝ももめくさるハあり
なる故もや心と云々
武器と好し連甲冑と好く多く集め人も有王又ハ刀劍
と好く多く集め人も有く何も悪く奴事より大整備ハ
あり以上ハ其餘ハ好くハ亦と多く集めハ格別只一方

のこ多く集めりて好車の患ありともあはれこれハ
小臣ハ勿論大臣連も鎗刀ハ至極の名作と好むも不
折きた曲くは業物と心懸物具も羨麗と不好鍛の
ふれと心懸馬も毛色杯成不好いさ足のとれと飼立
其外皆實用一と面りて可成ありかくも程く心懸い
ても夫々取揃今出棟陣ともも差支無く揃いあはれハ
當世あてハ容易なるまうさあはれ人々油断あり振ると
存い

人よしと危さ事いあしと剛の者といひふれ思ひ

あしと臆病者と朝々りゆを大なる心得違と存い
人々乃身ハ父母の遺體ありて此家よばしゆくハ我々の
ゆゆも常々君父の思儀と不忘已まら身もてもまら身
と不思大切心懸ゆり危さ事ハかりをぬもあ
あしと苦よいさこれハ何程生きた付丈夫もも求
めて不養生ある事成せ何程弓馬ホれ感達者よ
ても求めて危さ事とせ平日ハ身體髪膚もも毀
傷せしめて戦陣ハ美事又とこれ勇と振んと心懸
ゆり也真の剛の者といふゆりこれ扱右又敢したふ

事まで大酒大酔此身〜こといふ事ハ人々承知事
よはゆた知事〜これ又溺る者ありよあは是亦士
道不覺悟の至と存い士ハ平日此心愈大切にて一寸門と
出ひりも覺悟ある處と事と承及は然る又沈酔
て身體もろろけ本心も失ふ時萬一不慮の事何ん
よいありなる智者も別出やる處武人みても心外の
不覺ととる處〜其上喧嘩争論多分酒のよより
起る事まで武士ある者酒を使ひ喧嘩ホッあ〜
りハ恥辱の事ありや前より〜若く君父の恩養

と忘れ口腹此身よ不養生〜身體もろみ武士の働も
自由あり利大切の身命と縮むるよ此ハ何れ惜事
ありやこれ常々心愈酒よか〜其身を慎み
士の覺悟と不忘如致さ事〜後悔ハ疎忽より
生〜大事ハ小事より發りよ一寸のあ〜ゆたも
疎略ハ存存又大事又成りゆても亦も不驚振よ
平日覺悟何りあり事よハ利欲ハ人情誰よても
有る事よ〜人ハ何成りても己れ〜利何
きハ直敷と思ふハ何さま〜士よハ何り

こと事ふらるる利と見て義と思ふと云聖語忘る
る者人の人も我も一同に利よりありけり公平なる事
りく利も無きことと云はれけり得共人と云ふ
めて己まを利し廉恥を忘れ金銀を好むは沙汰
の限りより凡士ある者ハ捧^俸祿より一年の出入を定め
身分相應し普代の家来とも持不虞の備も行届子
孫より徳行道藝を學ぶるも國家の用より立り教
育するも一りり別る金銀を貯りよハ不及事あり
と云非道の金銀を貯り子孫に譲り連も教ふくして

子孫愚ある時ハ金銀も却ら放蕩邪淫の媒とありて
譲らざるよハ遠く^劣有る物よりハ金銀を譲らんけりハ子孫
と教ゆる程君此為家の為とある事ハあらずと云
子孫教育の儀ハ其親々も如在も有る者よりハ當時
乃風俗大臣の子よりハ其父兄の故と云人も疎畧と云不
致を理としひくも其位通し置は故我まののみ増
長し小臣と見下しは類も何里と云く大臣の子
ハ往々政務も預り國の柱石ともある者身よりハ別
して學問もとも勵み下格も通達と云る者も教

ゆつゝよたはあきて幼年より貴き成狭む振ふ思
く癖と身はハよめぬるあり且大臣小臣又限す
幼年の内文武の藝を勵むといふも十五以上も
ありゆゆを却る脩業と怠り讀書とも恥ぢる事
乃振ふ成り武藝も大抵廿余歳にも至ゆゆを精と
出さば金銀酒色おの欲も溺り嘆いさす事あり
天下の達尊三つとあれ朝廷よておそく子供も
爵ハ爵もて尊ぶ處も徳と尊い齒とさるるも
なしてハ叶ある交は珍ら親の威威と狭く先生長者

とも教せざる振ふてハ不亘事あり聖人よて十五
よりして志すといひりまして常の人ハ十五以前
ハ目當も不立事あり子供ハ子供お應の事とソ
文武の業も子供とけよつこせ事の十五以上も
已まより精と出い心お成の朝とのつさす
能勵一教りてよを脩業も届へられ然るも
比よ至るも親も深く世話不致ハ一統の弊風と
ハつひあり聞えぬ事なり神樂此歌は深山ハ
阿ふれあり外あるまことこのうつ色は

よきり易く履霜堅氷至とも凡く何れ行事
も教育の厚く心を用い奉我への大なる身公也
存の大臣乃ち猶更教戒のり度まよる
風俗と云く一武備と考んり乃ち宴會淫樂ホ
乃奢侈と禁す此の錦服ホの質素と命一ある
も畢竟面々の為を存の友教世活りと在思り
して宴會と禁んす此の茶會とせんといひ廉
服とすす此の我ホハむささ事好む抑ふて我ホ
前又ハ容杯有之き中ハ求めて麻服と用ひ扱已まら

他出の節ハ美服を用ひ夫も武士飾る事りと思
へハ服のく美りて鎗も不立少く勝手直りい
ふと思ふ時ハ武備の心懸ハせしめて制禁ハ場小飯ミ
又湯治ホホこつけ無用の金銀と費やして樂くい
振ある悪風ハ此れと云く次人ハ武の道も心懸
不虞の事由も整ひしる上ハ身の程々小酒も茶
も保養ふつていして禁せされも何事も時の
下知小逞い男たての振又思ハつらるる心そやそれ
樂みといふ人ハあるて不叶事ハ一際ホ辛

苦艱難のこゝろをさしめて毫髪も樂はるゝせゆ
こゝろのよはあはれこれハ面々之厚く存入勝多
も直り武備も整ひ上ハ何程も相應の樂み
あるゆゑあり孔子此飯蔬食飲水樂亦在其
中とのうまへり孟子の仰不愧天俯不愧人との
ゆゑハ聖賢此樂みあり中々及らぬ事ありとも
文武の藝能を始め勇まへり樂も亦る
こ樂も其程ハ小値ひて有る事なく存ハ壁ハ書
藉ハ枕して古人と友と詩歌と詠して國友と

親しみ或ハ弓矢と携て山野ハ遊獵ハ鞍馬ハ
跨りて海邊ハ逍遙ハ一瓢と花前ハ酌ハ權輿
と信ハ横笛と月下に吹て幽懷と寄ハ歌凡是
ハ教ハる樂ハ真ハ武士此樂みあり人々此才
藝ハも長ハ身體も習ハ養生にも成事ハ
まハ人々乃好みのおくあり浮薄の風俗ハ深て
実學ハも講ハる者後の為ハ勝多とこり里切て
馬も不持懦弱ハ風雨寒暑と忍ハ武藝ハ
ハ勤めハ文盲ハ風流ハ詩歌の興もこり

武士の樂とハつる程も何事と已まれば猶もて樂
まらば美酒佳^佳肴三弦亦乃淫樂との樂み小お
もふ亦似合ぬ心ある處一のく此如き懦弱なる
樂みハたゞひ武備整ふる上りても我おハ申る
一不申るゆめく右振の念を多ち武士の業と
勤め武士乃亦を樂こり振よ我公事する

直言極諫ハ勿論凡そ下より上は對一存あり
申立ハ人の主難と存る處相續以來面々篤と
存のそ上言ハつゝくれゆ者も不サ大慶不也

之ハ然るよ近來存意申立者逐々減少つゝ
何れ心細と事又看之忠臣良士六聖賢の世
國と愛一君とを一と承り及ゆ況や今
士民の風俗もつゝ改るに國家の武備もつゝ
整ふる下々見ゆ可申事共何程可有之
りゆ先上書ホ日々減少つゝ一不審之至
察正る一と面々精力を尽一折角申入るも
遂一ハ用ひも不致ゆ故力を落一進程申聞
無益と存見合居る事一不有之哉我亦不及

く言路とも用て衆言とも形り度の上六面々存
意し出れどくに熟慮しつゝむるべき候へ哉重
りも取用ひ申度存りゆは下より見りて八殊の外
手輕く扱ふ致し竹間申す事も我あ又申すて存
之外差支多くあり候へ事有く又一方は空しく
ゆを一方は思ひて事有く久氣毒折角の存意
と空しく致し事其類不少其外各ハ折角むく
候と申すて我あ愚昧くハ吞込遠り事も何
程々可有くは比上各可申す事も申す事

る振成行りり國家の不幸有比上る者あり
存意の趣ハ必去伏藏申す振りて是れも存
國此本の家小何り家の本ハ身小何りて申すは各
眞實小身を脩めんと心懸りり國も治るるハ不叶
理と存り扱其役々職々より勤向ハお違有之とて
目も小何りり處一致小言りりハ相成申す事
是と旅行又譬ん小人より東海道行者も可有
木曾路とゆく者も何へく又海路かも有
へし舟々乃遲速ハ何れも何れも遠く都へ到着

とくは始小都に登らんといふ目當りありなり政
事も亦右に如くありて文道も武道はせよ其人
乃持前より寄一振あり先目當りて定り居り
り行届るぬ管の何るも我亦不及ありて風
俗を改む備を整へんと目わけて五日夜心を月ひり
た今以十分の一も不行届沙念のむらひつり
思ふ小家中の儀ハ一體に事より勤節ハ遠ハ此
とも國家の爲と存る所ハ遠何るも苦
まとも時の風儀ありて武士一體ありて忘れ文官

武官と分るは振又威行役人乃外ハ政事も拍りぬ
を馬鹿とせしも勤る振と自分も怠り甚重ハ此
悪事とありてもいふと心の政事の得失役人
乃善悪ハ他國の事とせしも批判とて如くよき心
的ハ弊風ありてと何れも役人の専ら輕薄とむ
福と盡く精勤りてり振小見ハ此ゆえ是以
眞實小其職小身と入りて勤りもの亦多ありて力
とてして仕損せんやハ此成出之領して落度
あり振りて心無ハ弊風ありていふもあはれ加くの如

くまへハ行先の目當りなき旅も同振るく一歩残進めて
も亦一歩と退死つらとても行届は等ハ有るる友
以依りハ能々此変と考へ面々の心とさうり替役人
内外あり連ふくも其身と疎略よ不致行跡と
嗜み一家或齊へ組中の交りも睦しく忠孝
文武と心勵し合可申番頭以上又至る諸士
の手本自他の見張りもお成り候又少ハ別而
言行と慎み行事ふくも存あり候と辨水
へ申出役人をも遂判談國家に休戚と共う

以心得有る度存り面々の心地かくの如くありあり
んよハ風俗もついで改くさるる武備もいかに
整ハさるる

天下安くとも乱と忘る事ありつり行時
公邊より討手の大将は 仰舟りとも一同かり
も指支なく振不心掛り士の詮なきハ士農工商
それハの持前ありて今太平の世も農と工商
とい夫々の業ありて夫々心得もつり事ありて
士もむりて士乃備ふるも然るも太平ふ

おはとて武道の春もせむ飽まで食ひ暖よ衣今日
近安穩小暮し多る厚き
所恩と忘驕佚
よのそ暮し寒暑風雨ふあひても忽邪氣を
引受ら極ある柔弱の身とありてハ士と四民の内此
遊民ありとあり北と恥かき思ひし士は道と
心懸士乃備とあり不虞の用小供之可中り思
ふくも

天祖の恩まて神國又生育し

東照宮の徳澤まて太平又沐浴し累代安樂

又暮し居るは事申迄も憂之りハ萬一車りん
時ハ我れ不肖

天朝公邊の所為ハ身命と

芥よりも軽んし大

恩と有報ハ所存ハ間面もそ心得まて我ハ何対出
馬つるしれも差支云々心懸可中り也

天保四年癸巳三月廿三日



書盤庚下

今我既羞告

爾于朕志若

吾罔有弗飲

書克典今命義

仲宅端夷日賜

谷寅寅出日平

東作

珣珣湊御座所

曰寅寅閣

右告志篇を壬辰乃秋より

思召らるるは

政務のほ餘暇書綴せり高書盤庚此篇より

告爾于朕志若否と云へるを取らむひてかく名

はけりあり今茲癸巳三月初めて

予國より執りて寅寅の閣より遊豫の折り

予親書ありとて即ちたまを賜り存意を

りりく申上りて謙遜に仰を蒙むる恭に

拜讀に深く世俗に浮華を歎くを

威義二公以來に先代の志心と継せり

弊風を一洗し文武の本旨と法設揮遊これ忠
考の大本と説き多ひ也士民のゆめは法と
そとせしれ法慶曾遊これ法仁慮誠小有
かこま車あそやかく厚さ 尊慮とまこま
へは舊法よ深くて自ら新よするの志あり其
恕れあかそと一これ此篇士民は寫し
あは法治化益々連々も行れ
二公乃法世小復せん事とまのゆめあり觀るん
事の益よあそと寫して傳るあり就中漢

語ると法用の遊これ一変もまろはる人よ
しり喻得るんとわらんうと旁よ假名と注し
通解し處するんを願ふのこ

天保四年癸巳孟夏

松平將監頼住謹識

三十一



